

国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁

(平成27年1月29日 厚生労働省通知 医政発0129第8号)

規制改革の内容

特例措置前

二国間協定に基づく外国医師の受入れについては、協定を締結している国ごとに外国医師人数や診療を実施する医療機関等に制限がある

特例措置

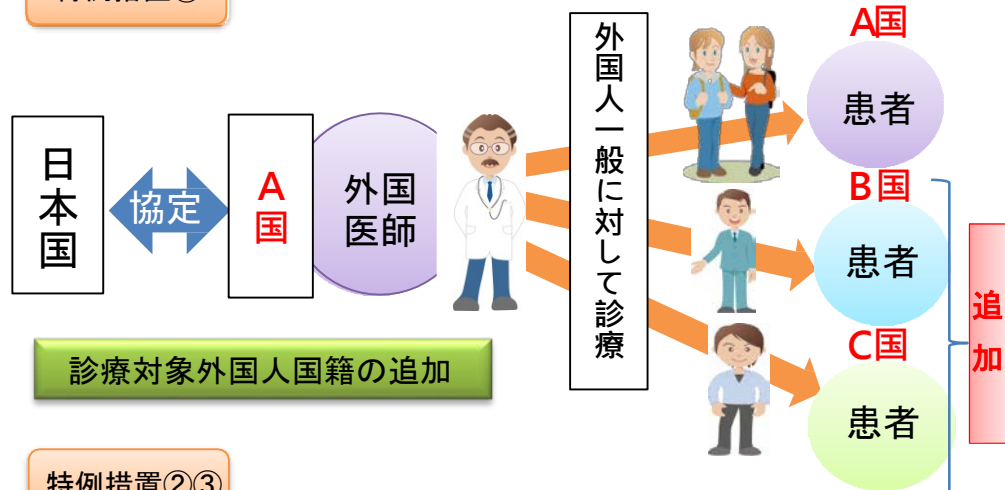
①自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認める。②「外国医師人数枠の拡大」と③「外国医師が診療可能な医療機関の拡大(追加指定)」を認める

効果

国内に居住・滞在する外国人の医療ニーズに対応

規制改革の概要

特例措置①



診療対象外国人国籍の追加

特例措置②③



②人数枠の拡大

③医療機関の拡大
(追加指定)

増加する外国人の医療ニーズに対応

